

徳島県病院局告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和二年四月一日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

- 一 指定代理納付者の指定を受けた者
阿波銀カード株式会社 徳島市西船場町二丁目十二番地
トモニカード株式会社 徳島市昭和町一丁目三十七番地
三井住友カード株式会社 大阪市中央区今橋四丁目五番十五号
- 二 指定代理納付者による代理納付を認めた収入
徳島県立中央病院、徳島県立三好病院及び徳島県立海部病院における徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）第十条に規定する使用料等
- 三 指定代理納付者による代理納付が行える期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで